
>>>

JPA事務局ニュース <No.187> 2015年3月24日

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
発行責任者/水谷幸司
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610 号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆既認定者の施行後3年間の経過的特例に関する課長通知出される

- * 3年間は更新時に新制度の重症度分類で「軽症」となっても制度から外れることはありません。また更新時に旧制度の「重症患者」基準を満たせば経過的特例の「重症患者」区分が適用されます。

既認定者（特定疾患治療研究事業の対象56疾病で、2014年12月31日までに指定難病の申請を行い、旧事業の基準を満たしたもの）については、施行後3年間は経過的特例として、医療費助成の負担上限は別枠で対応することとなっていますが、更新時の手続き等については、まだ通知が出ていませんでした。

今回の課長通知で、更新時には新制度の臨床調査個人票（更新）で更新手続きを行うが、その病状の程度について、重症度分類（基準）において一定の状態になっていなかったとしても、3年間は「平成26年（2014年）12月31日時点で改正前の特定疾患治療研究事業の認定基準を満たしているもの」として扱うことが明示されました。

一部に、「更新時には旧制度の認定で軽快者として取り扱われる（対象から外される）のではないかと危惧する声もありましたが、この通知により、そういうこともないことが明示されました。

また、「3」において、旧制度の「重症患者」区分については、経過的特例期間中に更新時の審査時点で「重症患者」基準を満たせば、経過的特例の「重症患者」区分に該当することになることも明示されました。【通知全文を、次ページに添付します。】

☆第2次指定難病（196疾病）及び重症度分類についての パブリックコメントが公示されました（意見募集期間 3/20～4/18）

前号でお知らせしたように、厚生科学審議会疾病対策部会第11回指定難病検討委員会です承された196疾病と重症度分類（基準）についてのパブリックコメントが3月20日に公示されました。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140533&Mode=0>

* うまくページが見られない人は、厚生労働省のパブリックコメントのリンクページ(下記)をクリックして、そのページの下の方、「案の公示日」が3月20日の項を探してください。<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100495>

内容は、第11回指定難病検討委員会の資料で示されたものと同じものです。

指定難病の対象疾病および、個々の重症度分類（基準）に関する意見を、この機会に、各団体、個人から提出しましょう。

□厚生労働省健康局疾病対策課長通知「難病の患者に対する医療等に関する法律における経過的特例について」(平成27年3月31日付)

健 疾 発 0313 第 1 号
平 成 27 年 3 月 13 日

各 都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
(公 印 省 略)

難病の患者に対する医療等に関する法律における経過的特例について

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)に基づく新たな医療費助成制度の経過的特例の取扱いについては、下記のとおりといたしますので、ご了解願います。

記

1. 平成26年厚生労働省告示第430号に規定する「原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付として厚生労働省健康局長が定める給付」とは、平成27年1月6日健発0106第12号厚生労働省健康局長通知による改正前の昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」に基づく特定疾患治療研究事業(以下「改正前の特定疾患治療研究事業」という。)による医療の給付をいい、「当該治療研究に係る対象疾病ごとの認定基準に該当するもの」とは、指定難病の患者の病状の程度が、平成26年12月31日時点で改正前の特定疾患治療研究事業の認定に係る病状の程度に関する基準を満たしているものをいう。なお、この場合であっても支給認定の申請時(更新申請時を含む。)においては、当該指定難病にかかっていることを診断書により確認する必要がある。
2. 平成26年厚生労働省告示第431号に規定する「原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付であって、厚生労働省健康局長が定めるもの」とは、改正前の特定疾患治療研究事業による医療の給付をいう。
3. 平成26年厚生労働省告示第432号に規定する「身体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため日常生活に著しい支障があると認められる者として厚生労働省健康局長が定めるもの」とは、改正前の特定疾患治療研究事業における重症患者をいう。なお、具体的な基準は、平成27年1月1日健疾発0106第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知による改正前の平成13年3月29日健疾発第22号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」別添1「重症患者認定基準表」における対象部位別の症状が審査時点において存在し、かつ、長期間(概ね6ヵ月以上)継続するものと認められることをいう。